

### 介護保険 / 住宅改修費・福祉用具購入費の支給について

#### ◆ 住宅改修費 ◆

自立した日常生活と介護負担の軽減のため、取り付けた手すりや段差解消等の住宅改修費に対し、改修対象の9割が支給されます。

★介護保険を利用して住宅改修を行う場合は、工事を行う前に申請が必要です。

※事前申請で承認されていない工事は、工事終了後に申請しても支給されません

#### ■対象となる住宅改修の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差解消 (敷居を低くする工事・スロープの設置等)
- ③ 引き戸等への扉の取替え
- ④ 滑り防止・移動の円滑化等のための床材変更 (フローリング・塗装等)
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え (水洗化等工事は除く)
- ⑥ その他、①～⑤の各工事の付帯工事

■支給対象者 介護認定を受けている方

#### ■注意事項

- ・対象は、介護保険被保険者証に記載されている住所(住民票上の住所)の住宅
- ・住宅改修の限度額は、同一住宅につき20万円(支給限度額18万円)、改修は複数回に分けて限度額まで利用可

#### ■住宅改修費・福祉用具購入費支給までの流れ



■問い合わせ/高齢者介護課

#### ◆ 福祉用具購入費 ◆

入浴や排泄など自立生活と介護者の負担軽減を図るため、直接肌に触れて使用する用具の購入費の9割が支給されます。

★介護保険を利用して福祉用具を購入する場合は、購入する前に申請が必要です。

※事前申請で承認されていない場合や、指定事業所以外から購入した福祉用具は、購入後に申請しても支給されません

#### ■対象となる福祉用具の種類

- ① 腰掛便座 (ポータブルトイレ等)
- ② 入浴補助用具 (シャワー椅子・浴槽内椅子・浴槽用手すり等)
- ③ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ④ 簡易浴槽 (空気式または折りたたみ式で工事を伴わないもの)
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

■支給対象者 介護認定を受けている方

#### ■注意事項

- ・対象は、指定事業所から購入した福祉用具
- ・購入費の限度額の上限は、1年間(4/1～翌年3/31)で10万円(支給限度額9万円)



#### 今年度65歳になる方へ

65歳になると、介護保険の第1号被保険者となり、介護保険料を直接お住まいの市町村に納めることとなります。

介護保険料は、65歳になった日(誕生日の前日)の属する月から、月割りで計算されます。4月から6月生まれの方には7月に、7月生まれ以降の方には誕生月の翌月(ただし1日生まれの方は同じ月)に決定した保険料額の通知書や納付書を送付しますので、納め忘れないようお願いいたします。

■問い合わせ 市役所高齢者介護課

#### 郵便配達の外務員が高齢者のお宅を訪問します

健康状態や困りごと等をお伺いし、香南市に報告します。■訪問対象 70歳以上の方がいる世帯(介護保険サービス利用者以外の方)

■対象地域 市内全域 ※野市局が担当の野市町、吉川町の高齢者については、人数が多いため2年間に分けて訪問します



#### 不動産に関する無料相談

不動産・住まいに関する問題等について専門の相談員が相談に応じます。

#### ■日時

5月22日(水) 13時～16時

#### ■場所

のいちふれあいセンター 3階 第1会議室

■問い合わせ 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会

☎088-823-2001



#### 林業退職金制度

林業の仕事をしてきた前歴はありますか。林業共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしてきたが、ご自身が林業共へ加入していたか分からない方についても調べます。

また、罹災された共済契約者の皆さまに、各種手続き(共



#### 国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります!

■保険料を一部納付したのと同じ

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して、2分の1となります。■万が一の際にも確かな保障 病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

■本人所得を除外して審査 特例免除は、通常であれば審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行いません。

※配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります。■手続き 特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、市役所か年金事務所で行ってください。また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合も対象となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部 ☎03-6731-2887 ■ホームページ http://www.rintai-kyo-taisyoku-kingo.jp/

#### 有害獣被害防止 事業費補助金

イノシシやシカによる農作物等への被害を軽減するために、農林業者の皆さんが設置する電気柵などの購入費用に対する補助制度があります。

#### ■施設の種別

- ① トタン牧柵
- ② ネット牧柵
- ③ 電気牧柵
- ④ 有刺鉄線牧柵
- ⑤ 鉄線牧柵

#### ■補助率

① 3分の1 ② ⑤ 2分の1

■補助限度額 75,000円

■申請方法 費用の見積り書類、印鑑を持参し申請してください。

■問い合わせ 市役所農林課



#### 道路舗装材料を支給

生活道などを地元の皆さんで舗装工事(簡易舗装)する場合に材料を支給します。町内会、自治会などで協議のうえ、代表者の名前で申請してください。審査して決定します。

#### ■事業内容

- ▼ 区分: 生活道など
- ▼ 原材料: 市より提供
- ▼ 幅員: 約2m以上
- ▼ 受益者: 2人以上

■申請書配布場所 市役所建設課・市民保険課・各支所

■申請期限 5月31日(金)

■問い合わせ 市役所建設課

#### 「広げよう 地域に根ざした思いやり」

◆民生委員・児童委員の日…大正6(1917)年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が交付されたことに由来し、昭和52(1977)年に毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。

- ① 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
- ② 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
- ③ 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
- ④ 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
- ⑤ 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います

香南市民生委員児童委員協議会連合会(香南市社会福祉協議会 ☎57-7300)